ジョーシン かんたん長期修理保証

修理保証規定

●加入証書記載の保証期間内において、取扱説明書・本体注意ラベルなどの注意書に従った正常な使用状態で故障した場合（次項の「保証が受けられない場合（主な例）」を除く）に、１回あたりの税込修理料を所定の保証限度額まで保証いたします。

＜所定の保証限度額＞
税込商品購入金額を基準として、商品お渡し日から修理受付日までの経過年数に応じて次のようになります。
1 年目：メーカー保証が適用されます。
2 年目：税込商品購入金額の 50％
3 年目：税込商品購入金額の 30％
4 年目：税込商品購入金額の 20％
5 年目以降：税込商品購入金額の 10％
※保証期間は商品により定められた期間までとなります。
※保証限度額を超過する場合の超過分は、お客様のご負担になります。
※保証適用額は、通算して税込商品購入金額までが上限となります。
※商品お渡し日の翌年同月日の前日までを 1 年目とし、2 年目以降も同様とします。
※メーカー保証期間が 1 年以上の場合は当保証は適用されず、各メーカーがその保証規定範囲内で保証します。
●次の場合は，お買上げ店または最寄りのジョーシンまで速やかにご通知下さい。なお、ご通知は加入者ご本人様に限ります。
（1）ご加入者の氏名、住所、電話番号の変更があった場合。
（2）ご加入商品を第三者に譲渡された場合。
ご通知が遅れた場合、当保証の適用が出来ない場合がありますのでご注意下さい。
●当規定につきましては予告無く変更される場合がございますが、その場合は加入申込時の規定を適用させていただきます。
●他の有料保証（まごころ保証等）にご加入された場合は、当保証は自動的に解約されます。
●当保証の不正利用が発見された場合は、当社は当保証を直ちに無効とすることができます。なおその場合、加入料の返還はいたしません。
●当保証に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を、合意による専属管轄裁判所とします。

【本人確認方法】
＜修理ご依頼の際＞
商品型番・氏名・住所・電話番号の一致をもってご本人（またはご家族）と判断いたします。
＜加入内容照会・加入証書再発行依頼・加入者住所氏名変更依頼の際＞
氏名・住所・電話番号・加入商品名・メーカー名・証書番号・ポイントカード会員番号等加入内容の複数一致をもってご本人と判断いたします。
※いずれの際も、必要に応じて身分証明書の提示を求める場合や折り返し電話により本人確認をする場合があります。
※上記に定める方法に従い、本人確認を実施したうえの取引については、当保証の不正利用、その他の事故があった場合でも、そのために生じた損害については当社は責任を負いません。

【個人情報の取扱い】
ご加入商品の譲渡等の際にご提供いただく個人情報は、長期修理保証サービスの提供のためにのみ活用し（法令に基づく場合を除く）、ジョーシングループ情報セキュリティ方針および個人情報保護方針に則り、適正かつ安全に取り扱います。

修理のご依頼その他のお問い合わせは、最寄りのジョーシンまでお申し付け下さい。

＜次項の「保証が受けられない場合（主な例）」をよくお読み下さい。＞

201508

■保証が受けられない場合（主な例）

1. メーカー保証期間中の故障（各メーカーがその保証規定範囲内で保証します）
2. 当社または当社が指定する修理会社以外で修理されたとき
3. 修理ご依頼時に加入証書（メーカー保証期間中は、メーカー保証書）のご提示がない場合
4. 加入証書に型番、販売店名、保証期間の記入がないとき、あるいは字句を書き換えられたとき
5. 保証期間終了後、修理依頼がなされたとき
6. 破損・汚損・水濡れ（腐食を含む）・移設・移動・輸送・落下等、その他一切の外部要因による故障および損傷
7. 盗難、置き忘れまたは紛失によるとき
8. 地震・風水害・落雷、その他天災地変および火災・爆発・破裂・塩害・ガス害・公害・異常電圧による故障および損傷
9. 自然消耗・摩擦・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色、その他類似する事由またはねずみ食い・虫食い・虫混入等による故障および損傷
10. 外観のキズ・塗装の剥離・汚れ等、外観上の損傷で使用上支障のない場合
11. 故意または重大な過失による故障および損傷
12. 使用上の誤り、不当な修理や加工・改造による故障および損傷
13. 商品ご購入後に取付けられた付加物の故障および損傷またはそれに起因する故障および損傷
14. プログラム、データ、ソフトウェア、記録媒体など機器本体以外に生じた損害およびソフトウェア上の原因による不具合（ウィルス感染を含む）
15. 機器本体内の記録媒体（HDDやメモリ等）に記録されたデータが消失した場合のデータ復旧作業
16. 一般家庭用以外（業務用の長時間使用、車輌、船舶への搭載を含む）に使用された場合の故障および損傷　※「法人3年間保証」は業務使用の場合でも保証対象になります。
17. 確認しても故障の症状が確認出来ない場合およびそれに伴って発生する診断料、出張料等
18. 部品交換を伴わない点検・調整等の作業および機器本体の修理以外の作業
    ※保証対象外となる主な作業は次の通りです。
    ◆チャンネルプリセット・機器接続・ヘッドクリーニング・針圧調整　◆各種内部クリーニング　◆各種フィルター清掃　◆各種オーバーホール　◆その他同様の作業
19. 消耗部品の交換
    ※保証対象外となる主な消耗品は次の通りです。
    ◆バッテリー類、電池類、ネジ類、カード類　◆照明器具の直管・管球・電球・セード類　◆調理機器全般の内釜（テフロン加工のはがれ等による交換を含む）・内鍋・中ビン・フタ・受皿・カップ・カッター・焼網　◆クリーナーのジャバラホース（スイッチ部分の故障は対象）・床ブラシ（モーター部分の故障は対象）・パイプ・紙パック　◆扇風機・換気扇の羽根・ガード　◆シェーバーの刃　◆フィルター類、パッキン類　◆ソフトウェア類、PCカード類、ケーブル類　◆インクカートリッジ、インクリボン、インクトナー　◆レコード針　◆その他同様の消耗品
20. 電池の液漏れによる故障および損傷
21. メーカー保証対象外の付属品、アクセサリー類などの故障および損傷
22. 当社が定める持込修理対象商品（パソコン・パソコン関連商品を含む）の出張料および引取料
23. 日本国外での使用によるとき（This warranty is valid only in Japan.）
24. メーカーがリコール宣言を行った後のリコール原因となった部位にかかる修理
25. 対象商品の故障に起因して生じた身体障害および対象商品以外の財物の損害
26. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似する事変、暴動または公共機関による差し押さえ、没収、破壊、処分によって生じた損害
27. 核燃料物質、放射能によって生じた損害
28. 電波障害、通信回線の異常による故障
29. 情報機器修理後の初期設定（インターネット等の各種設定）
30. 修理不可能な場合（製造メーカー等からの部品の供給不可、保有期間の超過、倒産等）
31. 加入者が保証期間内のいずれかの時点において反社会的勢力に属すると判明した場合
    ※反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。

加入証書は保証を適用する際の重要な書類となっておりますので、メーカー保証書と共に大切に保管して下さい。また、直射日光の当たる場所や財布などの密閉された中で長期間保管するのはお避け下さい。万一記載内容が消失した場合は加入証書の再発行をいたしますので、最寄りのジョーシンまでお申し付け下さい（再発行のご依頼は加入者ご本人様に限ります）。